

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案について（概要）

1. 概 要

①	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定める用途地域に「田園住居地域」が新設されるとともに、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）において「田園住居地域」が広告物の表示等を禁止することができる地域に位置づけられた。
②	景観行政団体である近江八幡市および栗東市と、法第 28 条の規定に基づき協議を行ったところ、条例の制定および改廃に関する事務の全部を各市において処理したいとの申出があった。

・上記①②に対応するため、滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号。以下「県条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

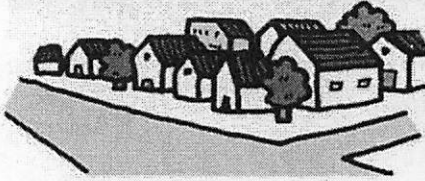
- （1）広告物の表示等の禁止地域に「田園住居地域」を追加するものです。（県条例第 5 条）
- （2）広告物の規制内容や違反措置に関する条例の制定および改廃に関する事務を近江八幡市および栗東市が処理することとし、両市域に県条例を適用しないこととします。（県条例第 29 条の 2 第 1 項、第 2 項）
- （3）併せて、簡易除却や行政代執行等の事務について、近江八幡市および栗東市が条例を制定しても法の規定により知事に権限が残ることから、従来どおり権限委譲を継続するため「滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の改正を行うものです。（特例条例別表（9）、（9）の 2）

※この改正条例は、「田園住居地域」にかかる改正は公布の日（令和 2 年 3 月下旬予定）から、近江八幡市・栗東市にかかる改正は規則で定める日（令和 2 年 10 月 1 日予定）から施行することとします。

（参考）田園住居地域とは
平成 29 年（平成 30 年施行）の都市計画法改正により新設された用途地域で、「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」とされている。具体的には、第 2 種低層住居専用地域で建築可能なものの他、農業用倉庫や、500 ㎡以内の農家レストラン、農産物直売所等が建築可能となる。

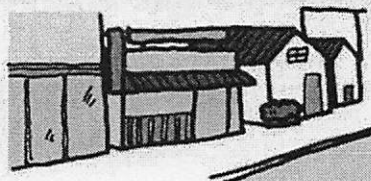
●用途地域の種類

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



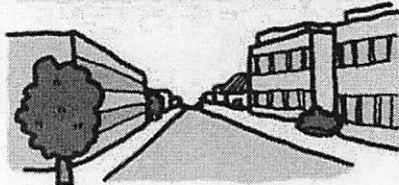
主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

田園住居地域



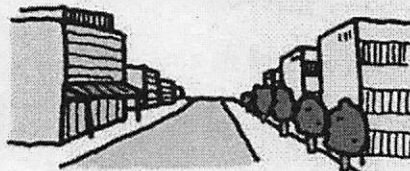
農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



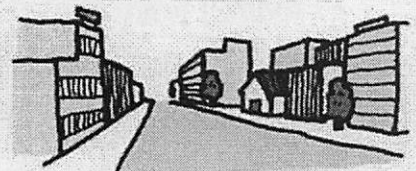
中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



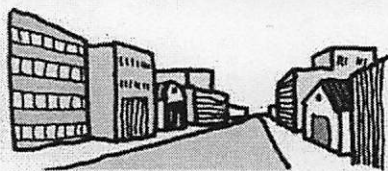
主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な便利施設が建てられます。

第一種住居地域



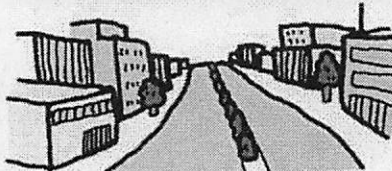
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



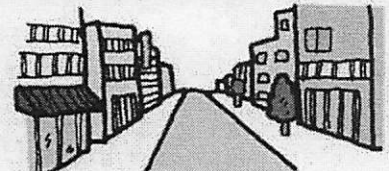
主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



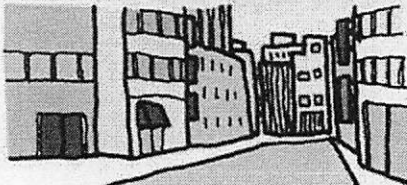
道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



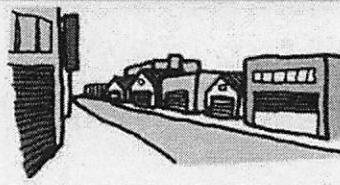
まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

商業地域



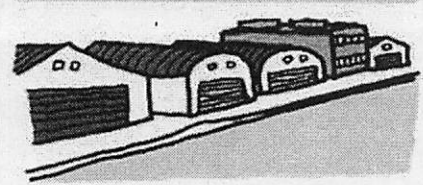
銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



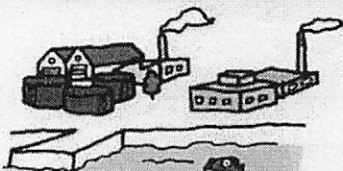
主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

出典：国土交通省「みらいに向けたまちづくりのために（都市計画の土地利用計画制度の仕組み）」冊子

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

景観行政団体である近江八幡市および栗東市に、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき事務処理についての協議を行ったところ、法に定める広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務の全部をそれぞれの市において処理したいとの申出があったこと、ならびに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の一部改正により用途地域に田園住居地域が新設されるとともに、法において田園住居地域が広告物の表示等を禁止することができる地域に位置づけられたことから、滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 田園住居地域が法第 3 条に規定する広告物の表示等を禁止することができる地域に位置づけられたことに伴い、田園住居地域を新たに禁止地域に追加することとします。（第 5 条関係）

(2) 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに近江八幡市および栗東市が処理することとします。（第 29 条の 2 関係）

(3) その他

ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第 40 号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「第 2 種低層住居専用地域」の右に「、田園住居地域」を加える。

第 29 条の 2 第 1 項中「彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市」を「市（大津市を除く。）」に、「それぞれこれらの」を「当該」に改め、同条第 2 項中「彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市」を「市（大津市を除く。）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 5 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「近江八幡市、栗東市および」を削り、同表(9)の 2 の項中「彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市」を「市（大津市を除く。）」に改める。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
第1条～第4条 省略 (禁止地域) 第5条 何人も、次に掲げる地域または場所（以下「禁止地域」という。）に 広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地 区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区（知事が指定する 区域を除く。） (2)～(13) 省略 第6条～第29条 省略 (景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲) 第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条およ び第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で彦根市、長 浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市およ び米原市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとす る。 2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、彦根市、 長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市お よび米原市の区域内においては、適用しない。 第30条以下 省略	第1条～第4条 省略 (禁止地域) 第5条 何人も、次に掲げる地域または場所（以下「禁止地域」という。）に 広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景 観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区（知 事が指定する区域を除く。） (2)～(13) 省略 第6条～第29条 省略 (景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲) 第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条およ び第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で市（大津市 を除く。）の区域に係るものは、<u>当該市</u>が処理することとする。 2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、市（大津 市を除く。）の区域内においては、適用しない。 第30条以下 省略

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新																
本則・付則 省略 別表（第2条関係）	本則・付則 省略 別表（第2条関係）																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 316 884 363">(1)～(8)の6 省略</td><td data-bbox="887 316 1068 363"></td></tr> <tr> <td data-bbox="197 365 884 655"> (9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略 </td><td data-bbox="887 365 1068 655"> 近江八幡市、 栗東市および 町 </td></tr> <tr> <td data-bbox="197 656 884 947"> (9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略 </td><td data-bbox="887 656 1068 947"> 彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市 </td></tr> <tr> <td data-bbox="197 948 1068 1000">(10)～(76) 省略</td><td data-bbox="887 948 1068 1000"></td></tr> </table>	(1)～(8)の6 省略		(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	近江八幡市、 栗東市および 町	(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市	(10)～(76) 省略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 316 1834 363">(1)～(8)の6 省略</td><td data-bbox="1836 316 2016 363"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 365 1834 655"> (9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略 </td><td data-bbox="1836 365 2016 655"> 町 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 656 1834 947"> (9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略 </td><td data-bbox="1836 656 2016 947"> 市（大津市を除く。） </td></tr> <tr> <td data-bbox="1146 948 2016 1000">(10)～(76) 省略</td><td data-bbox="1836 948 2016 1000"></td></tr> </table>	(1)～(8)の6 省略		(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	町	(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	市（大津市を除く。）	(10)～(76) 省略	
(1)～(8)の6 省略																	
(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	近江八幡市、 栗東市および 町																
(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市および米原市																
(10)～(76) 省略																	
(1)～(8)の6 省略																	
(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	町																
(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	市（大津市を除く。）																
(10)～(76) 省略																	